

北杜市建設工事余裕期間制度試行について

令和3年3月
北杜市管財課契約担当

1 余裕期間制度とは

余裕期間制度は、工事施工時期の平準化の取組の一環として「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」に基づいた制度であり、契約ごとに60日以内で余裕期間を設定して発注し、実工事の始期(工事開始日)を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度です。

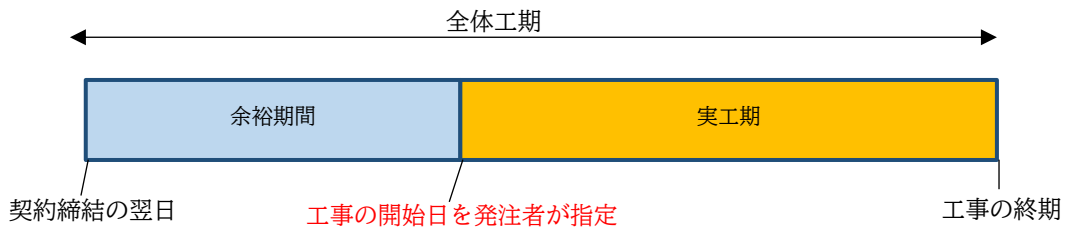
余裕期間中は技術者等の配置は不要であるため、現在契約中の工事の配置技術者を新規契約工事に配置することが可能となります。

余裕期間制度の目的は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者等の準備に期間を確保し、受注者の円滑な施工体制の整備を図るための期間を確保できるようにするものです。

北杜市では次の2方式を採用します。

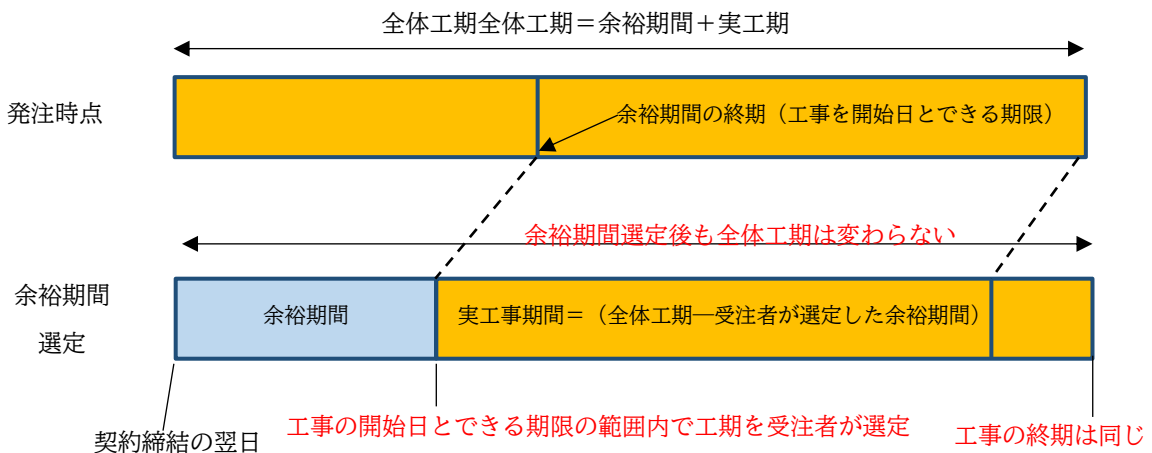
(1) 「発注者指定方式」

発注者が余裕期間及び実工期の始期(工事開始日)をあらかじめ設定する方式



(2) 「フレックス方式」

発注者があらかじめ余裕期間の終期とすることができる期限の日を定め、受注者が契約締結日の翌日から当該期限の日の翌日までの期間の範囲内で実工期の始期(工事開始日)を設定する方式。



2 用語の定義

- ・余裕期間 工期の始期から工事開始日(着工日)の前日までの期間
- ・工期 全体工期、契約締結日の翌日から工期末まで 余裕期間と実工期の合計期間
- ・工期の始期 契約締結日の翌日
- ・実工期 準備期間と後片付け期間を含む、工事開始日から工期末までの期間
- ・工事開始日 工事現場への技術者等の配置を開始する日
- ・実工事期間 フレックス方式の場合の実際の工事期間であり、実工期と余裕期間の残りを含めた工事開始日から工期の終期までの期間

3 余裕期間制度の対象工事

(1)次に掲げる事項等を総合的に判断し、余裕期間制度の対象工事を選定します。

- ・余裕期間の設定により、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- ・年度内に全体工期を確保でき、繰越が生じない工事であること。(繰越設定されている場合は除く)
- ・緊急度の観点から支障がない工事であること。
- ・予算の執行において、支障が生じない工事であること。

(2)想定される工事の例

工種	理由	適している方式
農業用水路や河川など施工期間が限定される工事(河川を渡河する橋梁工事等を含む)	出水期(農繁期)に早期発注が可能となり、余裕を持って材料等の手配でき、湯水期当初から着手できる。	発、フ
観光施設の修繕	観光シーズンに早期発注が可能となり、余裕を持って材料等の手配でき、観光シーズン閑散期当初から着手できる。	発、フ
植栽工事	樹木の確保に時間を要するため、入手待ちによる時間ロスがなくなる	フ
新技術・新工法や実績の少ない工法を採用する工事	橋梁耐震補強など、新技術・新工法や実績の少ない工法を採用することが多い工事では、受注者が施工方法や設計内容の照査に時間を確保できる	フ
継続工事	第1工区施工中にこの制度を利用して、第2工区を発注すれば、空白期間を作らずに施工可能。かつ、第1工区の施工業者(同じ技術者)も入札可能	フ
材量手配に期間を要する工事	加工材料が多く、現場着手までに時間が必要となる工事 鋼矢板等を大量に使用する等、材料手配に期間を要する工事	フ

大規模な仮設を含む工事	現地確認、資材調達、発注者との協議時間などに余裕を与えることで現場の安全が確保できる	フ
機械設備工事	機械設備工事は技術者不足で、技術者の配置に余裕をもてるため	フ

ポイント

- ・金額により対象となる工事を選定するものではありません。

4 余裕期間内の監理技術者配置等

「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)において、監理技術者等の専任期間について以下のように記載され、監理技術者等を設置することを要しないことが定められています。

「監理技術者制度運用マニュアル」【抜粋】

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 監理技術者等の専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となるが、たとえ、契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

<中略>・・・

なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続き上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

ここで、フレックス工期を採用した場合の取り扱いが定められているところであるが、余裕期間を設定した場合においても同様に、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間(余裕期間)は、監理技術者等を設置することを要しないことに留意する。な

お、余裕期間内は、監理技術者等を設置しない(工事開始日前)ため、現場着手することはできません。

5 余裕期間中の制限事項

- ・余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を要しない。
- ・余裕期間内は、現場への資材の搬入、仮設物設置等の工事着手が出来ない。
- ・余裕期間内の現場管理は、発注者が行う。ただし、余裕期間内であっても現場に搬入しない資材等の準備や下請け等の手配・契約が可能です。

	現場代理人の常駐	技術者の配置	契約行為	現場事務所の設置	工事看板の設置	起工測量	材料手配・契約	材料現場搬入	関係機関への手続き	現場内の立会	現場内の立ち入 (確認)
受注者 (元請)	不要	不要	○	×	×	×	○	×	○	△	△
下請 業者	—	(不要)	○	×	×	×	○	×	○	△	△

※余裕期間中の現場立入等は発注担当部署に了解を得てください。

(余裕期間中の現場管理責任は発注者側にありますので、了解を得ずに現場着手とみなされる行為はできません。)

ポイント

受注者は余裕期間内中に工事予告看板の設置や起工測量もできません。
 現地の立ち合いは発注者の了解（協議）が必要となります。

6 工事名の表示方法

余裕期間制度を適用する場合は、設計書の工事名の末尾に下記のとおり記載します。

【発注者指定方式】……(余指)

「市道〇〇線歩道改良工事(R3-1)(余指)」

【フレックス方式】……(余フ)

「市道〇〇線舗装工事(余フ)」

7 工期

(1) 公告時の工期設定(全方式共通)

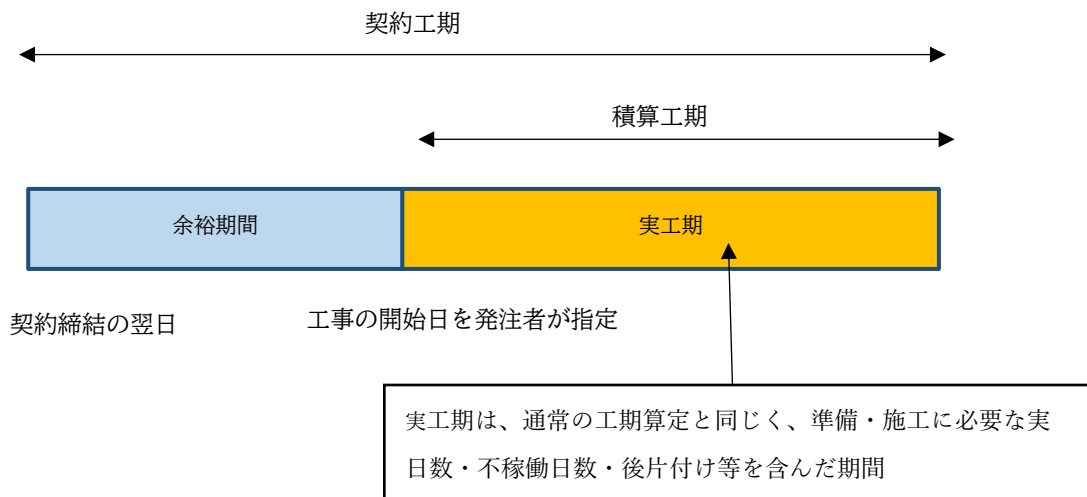
当該工事の実工期を算出し、60日以内で余裕期間を追加した全体工期を工期とします。

(2) 契約時の工期

余裕期間を含めた全体工期を契約工期となります。

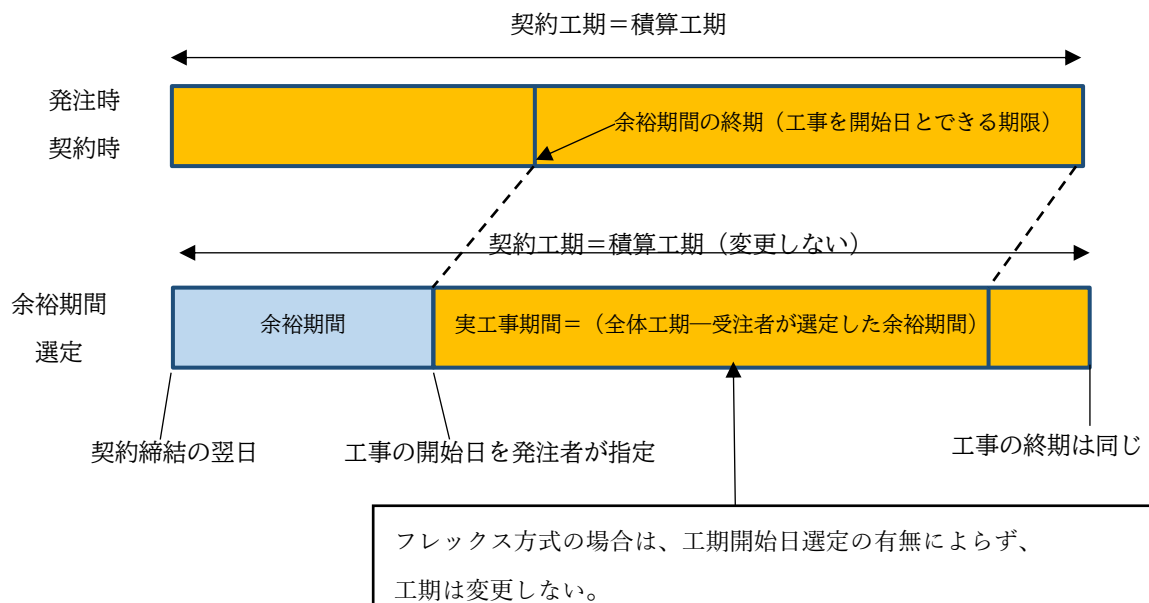
①「発注者指定方式」

発注者が余裕期間及び実工期の始期(工事開始日)をあらかじめ設定する方式



②「フレックス方式」

発注者があらかじめ余裕期間の終期とすることができる期限の日を定め、受注者が契約締結日の翌日から当該期限の日の翌日までの期間の範囲内で実工期の始期(工事開始日)を設定する方式



8 積算上の注意点（発注者指定方式）

（通常の積算方法）



（発注者指定方式の積算方法）

実項により積算(余裕期間を考慮しない)



発注者指定方式では、施工時期が特定されるため、実工期が積算工期となる

ポイント

実工期で積算します。

実工期は、通常の工期算定と同じく、準備・施工に必要な実日数・不稼働日数・後片付け等を含んだ期間で算定します。

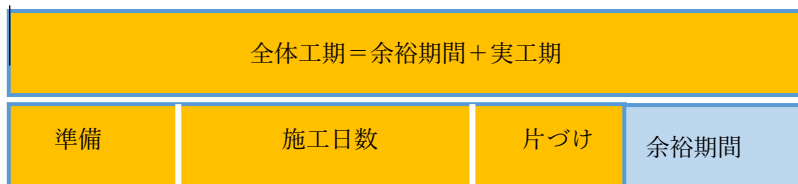
9 積算上の注意点（フレックス方式）

（通常の積算方法）



（フレックス方式の積算方法）

通常の積算に余裕期間を工期に追加する。（冬季係数のみ影響する）



フレックス方式は、受注者が余裕期間を設定する。

余裕期間を設定しなければ、施工日数の余裕として使用することも可能。

注意ポイント

フレックス工期は、施工時期の特定ができないため、積算に入力する工期は全体工期とします。経費の算定や損料等の積算は実工期で行うが、冬期補正は全体工期を基に適用します。実工期は、通常の工期算定と同じく、準備・施工に必要な実日数・不稼働日数・後片付け等を含んだ期間で算定します。

10 特記仕様書記載例

余裕期間の対象工事であることを、次の様に特記仕様書等に記載します。

第〇条主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理術者及び現場代理人の設置を要しない。
2. 工事の始期から現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成検査結果通知書」等における日付)とする。

第〇条工期

【発注者指定方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間(発注者指定方式)を設定した工事である。

余裕期間内は、現場代理人の常駐義務や主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期:令和■■年■■月■■日から令和●●年●●月●●日まで

工事開始日:令和▲▲年▲▲月▲ ▲日

↑※発注者が指定する工事開始日に記載します。

【フレックス方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間(フレックス方式)を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間の終期とすることができる限度の日の翌日までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。なお、余裕期間を設定する場合は、契約日に工事の始期を発注者に工事開始日設定通知書により通知しなければならない。

なお、余裕期間設定後に余裕期間の変更が必要となった場合については監督員と協議すること。工事の始期までの余裕期間内は、現場代理人の常駐義務や主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期:令和■■年■■月■■日から令和●●年●●月●●日まで

↑※余裕期間を含む工事の全体工期を記載します。

工事開始日: 令和■■年■■月■■日から令和●●年●●月●●日の間で受注者が選択する日

※発注者が指定する工事開始日の期限を記載。

※契約時に工事開始日設定通知書の通知が無い場合は、余裕期間を設定できません。

※余裕期間選定後の余裕期間の変更については、選定した工事開始日の7日前までであれば、変更理由が記載された工事打合簿により変更協議可能とします。

第〇条 CORINS への登録(以下を追加します)

主任または監理技術者の従事期間は、実工事期間をもって登録するものとする。(着手前の余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

11 一般競争入札における公告例

一般競争入札における公告に追記する内容

北杜市公告第〇号		
入札公告		
(余裕期間制度の適用対象工事)		
北杜市が発注する次の工事は、事後審査型条件付一般競争入札(電子入札)により行いますので、入札参加資格等について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告します。		
なお、対象工事は北杜市建設工事余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものです。		
令和〇年〇月〇日		
北杜市長 〇〇 〇〇		
一般競争入札(事後審査型)公告個別事項		
入札番号	123	
契約番号	1234567890	
事業名	〇〇事業	
件名	〇〇工事(余指)or(余フ)	
工事場所	〇〇地内	
工事概要	1 工事内容	〇〇工事 1式
	2 予定工期	契約日の翌日 から 令和〇年〇月〇日 まで
	3 摘要される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	〇〇方式 令和〇年〇月〇日 or 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日の間で受注者が選択する日

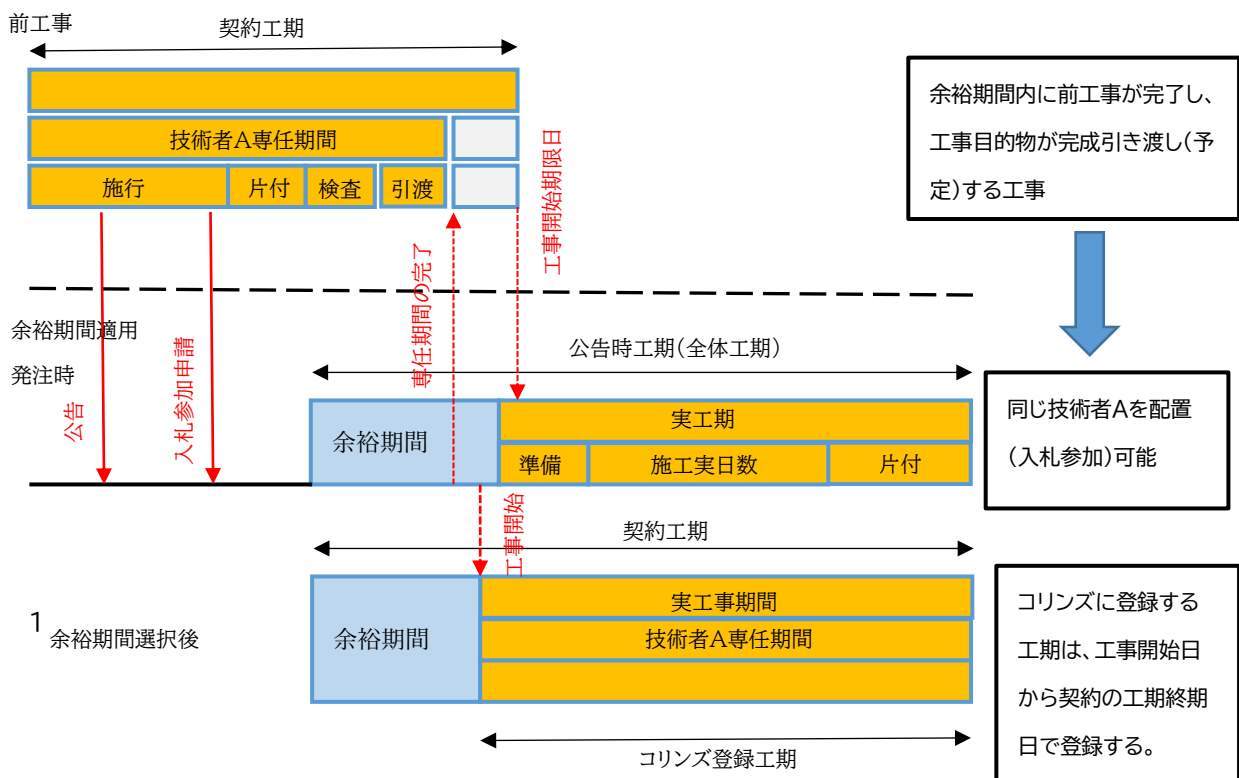
- ・余裕期間制度の対象工事であることの明示
- ・余裕期間制度試行要領の適用を受けること
- ・工事名の最後に(余指)or(余フ)
- ・余裕期間制度の方式、発注者指定方式は工事開始日、フレックス方式は工事開始日の期限

12 技術者の入札参加とコリンズ登録について

余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者と同様に現場代理人や担当技術者の設置も必要としません。コリンズに登録する技術者は、全体工期ではなく、実工期期間に基づき登録してください。余裕期間内に前工事が完了し、工事目的物が完成引渡(予定)する工事であれば同じ技術者で入札参加可能です。

入札参加可能な技術者について、前工事との関係

(入札参加する工事の工事開始期限日までに工事目的物が完成引渡予定の工事)



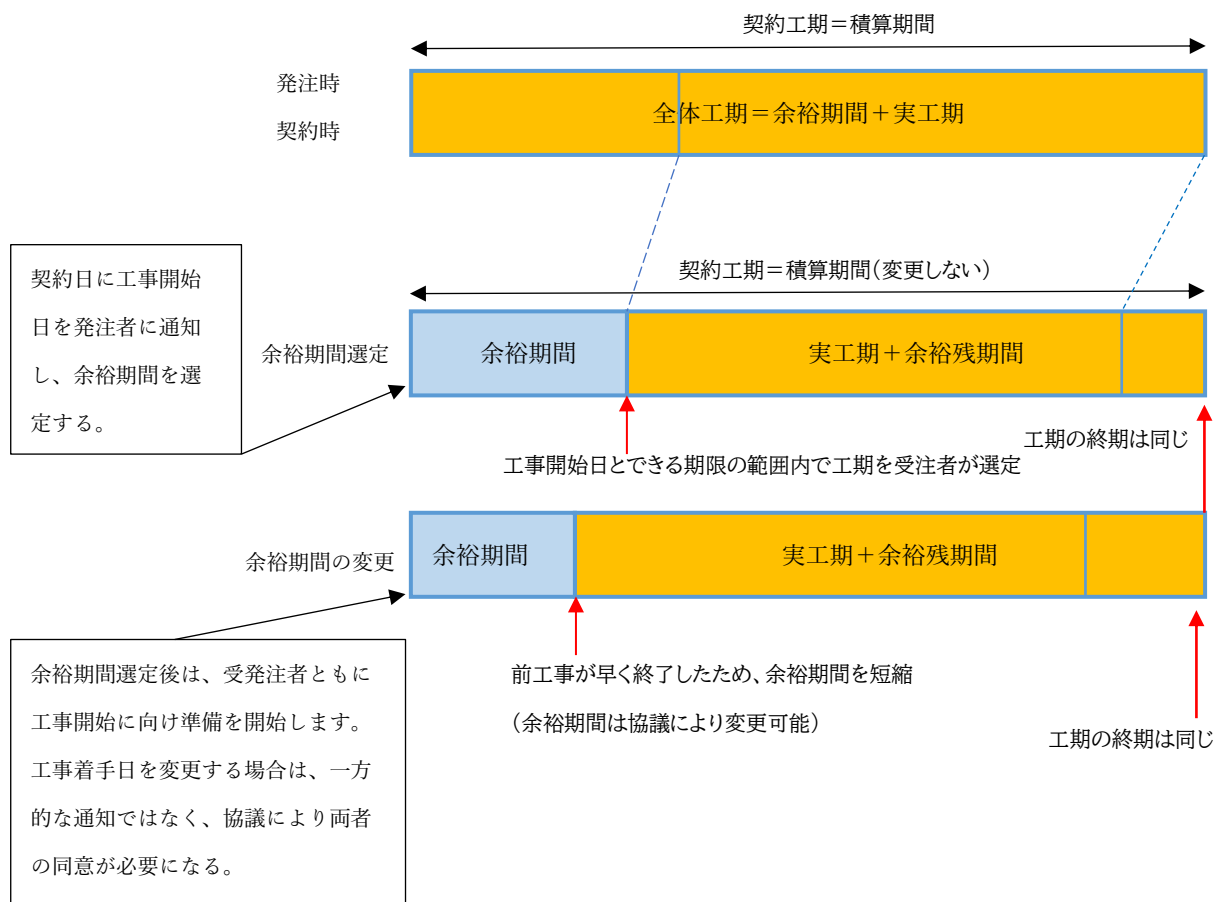
※準備・後片付け期間は、特記仕様書に専任の取扱いの記載があれば専任の必要はありませんが設置が必要です。

13 余裕期間の手続きについて（フレックス方式）

「フレックス方式」は、予め発注者が設定した余裕期間内で受注者が工事着手までの余裕期間を選定できます。残った余裕期間は実工期の余裕となります。工事着手までの余裕期間を設定する場合は、契約日に「工事開始日設定通知書」により、発注者に通知してください。

余裕期間選定後に余裕期間を変更する場合は、工事開始日の7日前までに、工事打ち合わせ簿により、変更理由を明示し、受発注者で協議により決定することができます。

○フレックス方式において余裕期間を変更する場合



注意ポイント

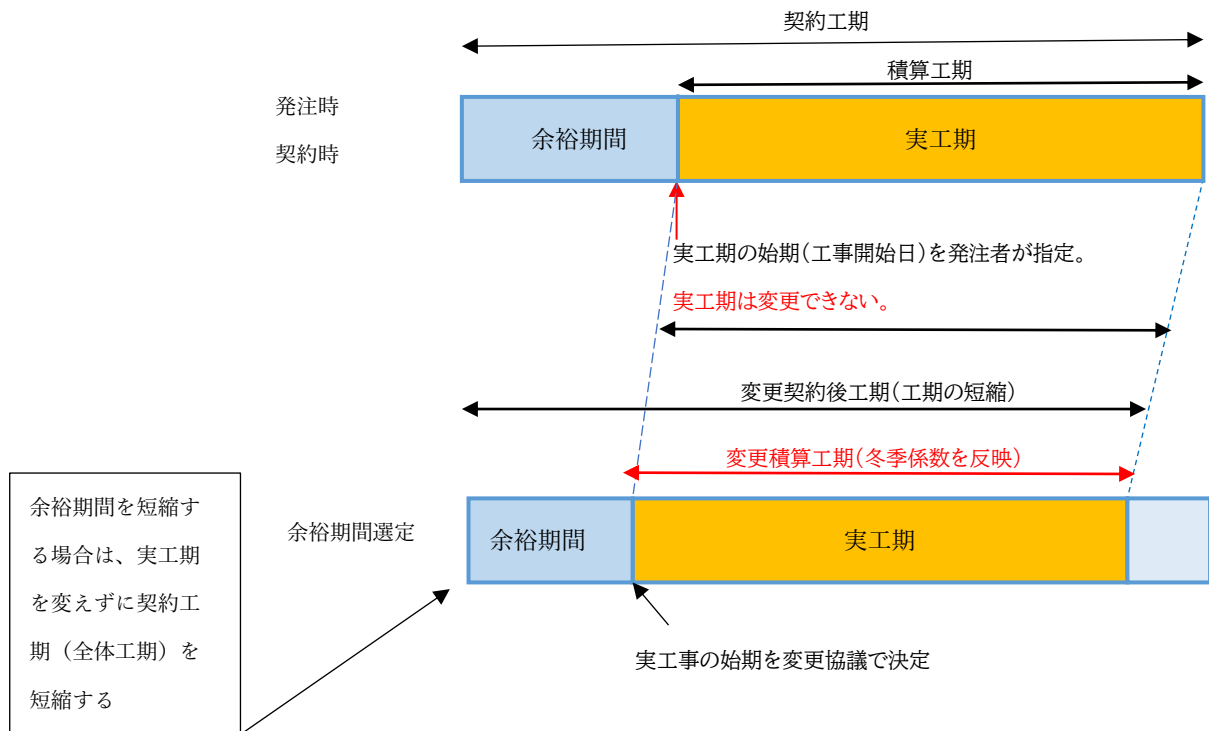
契約日に余裕期間の通知がない場合は、通常工事と同じく、技術者等の設置が必要となり、ただちに工事着手することになります。

余裕期間は公告時に設定した日数を超えることは出来ない。

14 余裕期間の手続きについて（発注者指定方式）

「発注者指定方式」は、決まった余裕期間が契約条件となっているため、原則として変更されない。「発注者指定方式」で、余裕期間をやむを得ず変更する場合は、契約変更が必要となる。余裕期間を短縮する場合は、実工期を変えずに契約工期(全体工期)を短縮する。

○発注者指定方式において余裕期間を変更する場合



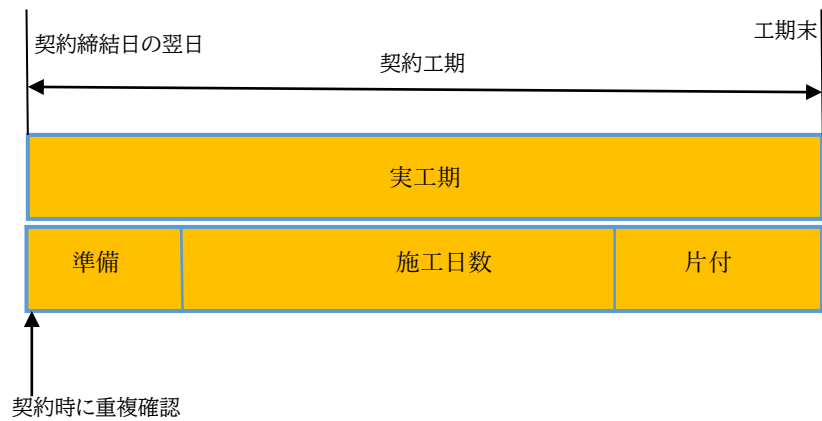
注意ポイント

余裕期間の変更は入札条件と異なるため、受発注者のどちらかが一方的に求めることは出来ません。発注者側の調整状況等や受注者側の技術者など体制確保等考慮して、事前協議が必要となります。

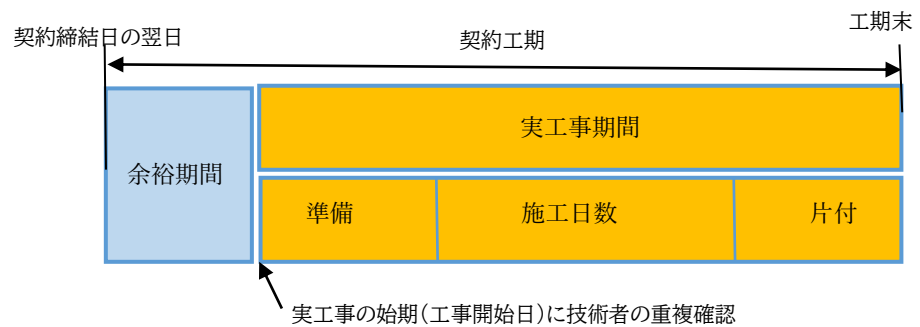
15 技術者の重複確認

技術者の重複確認は実工事の始期(工事開始日)に行う。

○通常工事の考え方



○余裕期間を選定した工事の考え方



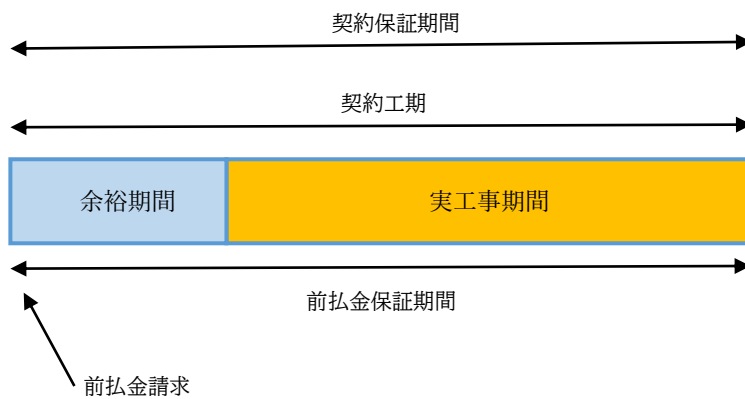
16 契約書について

契約書には余裕期間や工事開始日が記載されません。特記仕様書と工事開始日設定通知書に記載することになります。

17 契約保証・前金払いについて

契約保証の取り扱いは通常工事と同じく契約工期を含む保証期間。
前払金の取り扱いは通常工事と同じく契約締結後に請求可能です。

○余裕期間制度を適用した工事の保証期間のイメージ

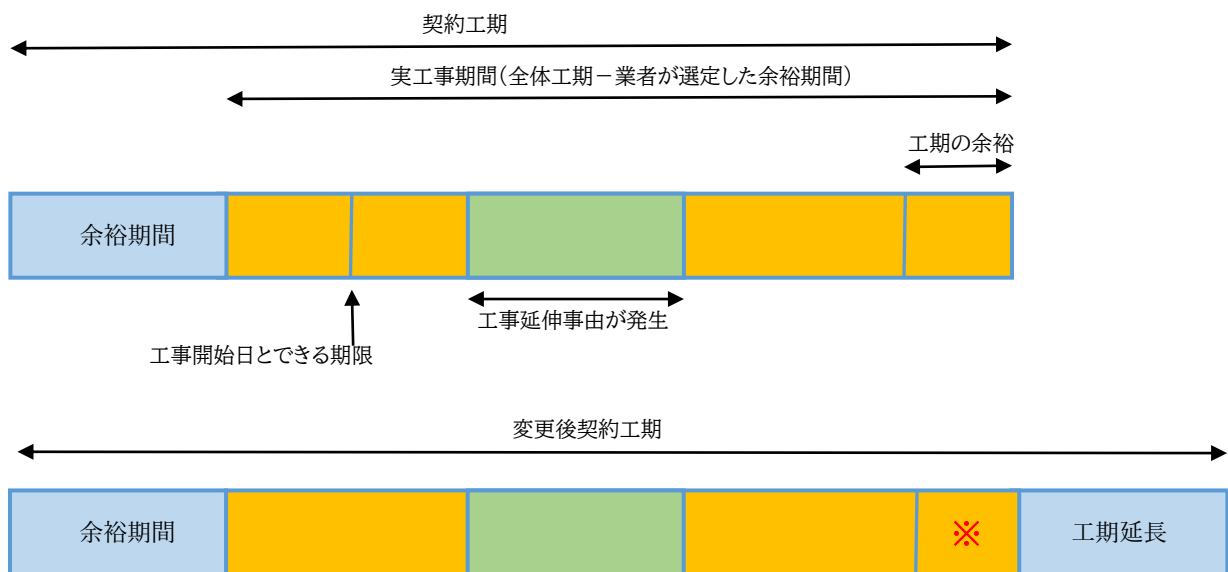


※余裕期間内であっても現場に搬入しない資材等の準備や下請け等の手配・契約が可能であるため、前払金は通常工事と同じく、契約締結後に請求可能としている。

18 工期延期について

工事開始日以降に受注者の責めに帰すことができない事由による工期の延長が必要になった場合は、通常工事と同様に工期延期が可能となります。ただし、日数については発注者が積み上げたものを原則とし、協議により決定します。

「フレックス方式」で受注者の責めに帰すことができない事由による工期の延長が必要になった場合



※工期の余裕は受注者と協議し、了解が得られた場合のみ延長期間から控除できる。

注意ポイント

余裕期間制度を適用した工事であっても、工期延期は通常工事と同じ取扱いであり、協議が必要となります。

余裕期間選定で生じた工期の余裕は、受注者に与えた契約上の工期となる。工期延期の必要が生じた場合に発注者が一方的に延長工期から控除することは出来ません。

受注者向けQ&A

1. 建設工事余裕期間付契約制度全般について

Q1-1 余裕期間とは

契約締結から工事の始期までの期間のことを指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間です。

Q1-2 契約書に記載する工期は

契約工期(余裕期間と通常工期を含んだ工期)を記載してください。

Q1-3 契約保証は契約締結時には必要か

通常の工事と同様、契約締結時には必要となります。余裕期間も契約保証期間の対象となります。

Q1-4 前払金の請求について

余裕期間内であっても現場に搬入しない資材等の準備や下請け等の手配・契約が可能であるため、前払金は通常の工事と同様に、契約締結時に請求可能とします。(国の扱いと異なります。)

Q1-5 現場の管理について

余裕期間中は発注者が行き、着手日から受注者が行うこととなります。

Q1-6 フレックス方式で工事着手期限日より前に工事着手をした場合工期はどうなるのか

工事着手期限日より前に工事着手をした場合でも、特記仕様書・契約書の工事の終期日に変更はありません。

Q1-7 コリnz登録はいつ行うか

従前のおり、各共通仕様書等の定める期日までに登録を行ってください。なお、コリnz登録にあつては、契約工期と技術者等の従事期間は以下となります。

- ・契約工期:契約書に記載の工期
- ・技術者従事期間:着手日から工事の終期日

Q1-8 各書類の提出期限について

契約図書(各仕様書や本市が定める要領要綱も含む)に定める各書類の提出日において、「契約日より〇日以内」等の記載があるものは、記載のとおり建設工事請負契約書の契約日を起算日としてください。「着工日より〇日以内」等の記載があるものも、原則は契約書記載の着工日を起算日としますが、施工計画書等の主任(監理)技術者等や現場代理人が作成することが定められている書類については、主任(監理)技術者の設置日である着手日を起算日とします。不明なものは、監督員と協議してください。

2. 配置技術者・現場代理人について

Q2-1 主任(監理)技術者や現場代理人は、いつ配置しなければならないか

余裕期間内は工事着手前であるため、主任(監理)技術者等の配置を要しません。また、現場代理人においても同様の考え方で配置しないこととします。なお、工事請負契約書に定める主任(監理)技術者等や現場代理人通知は契約時に、入札書類との整合を確認する必要がありますので、契約締結時に契約担当者に提出してください。

Q2-2 入札時に配置予定した主任(監理)技術者を余裕期間内に変更することは可能か

原則、変更することはできません。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」(国土交通省)に例示される監理技術者等の途中交代が認められる場合等、受注者の責によらず、やむを得ない場合には発注者と協議してください。

Q2-3 主任技術者等の専任を要する工事であっても、余裕期間中は他の工事に従事できるのか

専任を要する工事であっても、余裕期間対象工事で余裕期間中(着手前)は技術者の配置を要しないので従事可能です。

Q2-4 余裕期間中に完成する予定の工事があり、その工事の技術者を余裕期間対象工事の配置の予定だったが完成が遅れ、工事着手日に予定の技術者が配置できなくなった場合はどうなるのか

着手日に技術者の配置ができない場合、契約不履行となり契約解除等の措置の対象となる恐れがあります。また、専任の技術者の兼務は建設業法の違反となりますので、入札参加要件を満たす他の技術者への変更を監督員と協議してください。

Q2-5 余裕期間(着手日前)に書類等の作成・提出を行うことはできるか

現場代理人や主任(監理)技術者の立場で作成することが定められた書類等の提出日は、着手日以降でなければなりません。

Q2-6 現場代理人を兼務する場合、現場代理人兼務届はいつ提出すればよいか

兼務が発生する日までに提出してください

3. その他注意点

Q3-1 余裕期間中に注意すべき点

余裕起案中は、建設業法に定める主任(監理)技術者等を設置しないので現場着手はできません。また、以下のような行為等は建設工事の一部と解釈される場合があるので、余裕期間中は行わないこととします。

- ・現場事務所の設置、資機材の現場への搬入
- ・準備工事(除草、伐採、保安施設の設置や仮設工事、現場測量、丁張の設置等)
- ・施工計画書等の提出